

各位

会社名 株式会社 多摩川電子
代表者名 代表取締役社長 藤原 孝雄
(JASDAQ・コード6838)
問合せ先
役職・氏名 総務部長 梶原 久良
電話 0467-76-2291

「会社分割による持株会社体制への移行」及び「商号の変更」に関するお知らせ

当社は、平成19年7月2日開催の当社取締役会において、下記のとおり平成19年10月1日を期日とする「会社分割による純粋持株会社体制への移行」及び「商号の変更」について、平成19年8月30日開催予定の当社臨時株主総会に付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

上記平成19年10月1日を効力発生日（以下「分割期日」といいます。）とする会社分割（以下「本件会社分割」といいます。）により当社は純粋持株会社に移行いたしますが、それに伴い、商号を「株式会社多摩川ホールディングス」に変更し、引き続き上場会社となる予定です。

記

1. 会社分割の目的

当社は、通信用機器及び部品並びに電子応用機器の製造及び販売等の事業（以下、これらを総称して「承継事業」といいます。）を行っておりますが、平成19年3月期においては、携帯電話の番号ポータビリティ制度の開始に伴い、通信事業者各社による基地局設備に対する設備投資が活発化し、携帯電話設備関連の需要が大幅に増加いたしました。

一方、当社の営業収入のうち、重要な部分を占める無線通信用機器の製品需要から生じる収益については、番号ポータビリティ制度の開始のような国内外の経済状況、行政の動向及び業界内の事情の変更等の変化によって生じる通信設備投資需要の変動の影響を受けるリスクがあります。

そこで、通信設備投資の変化に影響されずに、収益を安定的に拡大していくために、

- ・事業分野を拡大し、積極的なM&Aを行っていく。
- ・経営意思決定の迅速化を図り、人材も含めた経営資源の最適化を図る。

ことなどを今後の経営課題ととらえております。

また、上記の目的、経営課題に対応してゆくには当社単体ではなくグループ経営としての成長を見据えた新たな経営体制を確立することが必要と考え、純粋持株会社体制に移行することが最適解との結論に達しました。

新体制では、持株会社がグループ全体の戦略的マネジメント機能を担い、「経営意思決定の迅速化」「自主自立経営の徹底」「グループ戦略による経営資源の最適化」及び「コラボレーション領域の拡大」を強力に推進し、新体制のもと、当社グループの企業価値の向上に一層努めていきます。

2. 会社分割の要旨

(1) 分割の日程

新設分割計画書承認取締役会	平成 19 年 7 月 2 日
臨時株主総会基準日	平成 19 年 7 月 18 日
新設分割計画書承認臨時株主総会	平成 19 年 8 月 30 日 (予定)
分割の効力発生日 (分割期日)	平成 19 年 10 月 1 日 (予定)
新会社設立登記日	平成 19 年 10 月 1 日 (予定)
新株券交付日	平成 19 年 10 月 1 日 (予定)

(2) 分割方式

①分割方式

当社を分割会社とし、当社は「株式会社 多摩川ホールディングス」へ商号変更するとともに、「株式会社 多摩川電子」を新設会社とする分社型新設分割（物的分割）です。

②当該分割方式を採用した理由

純粹持株会社体制への移行を効率的かつ円滑に実施するため、当該分割方式を採用いたしました。

(3) 株式の割当て

新設会社は本件会社分割に際して普通株式 1,000 株を発行し、そのすべてを当社に割り当てます。

新設会社（承継会社）は当社の 100%子会社であることから、新設会社（承継会社）の資本金等の額を考慮して、割当て株式数を決定いたしました。

(4) 分割交付金

分割交付金の支払いはありません。

(5) 分割に際し減少する資本金等

本件会社分割により、当社の資本金に変動はありません。

(6) 分割会社の新株予約権及び新株予約権付社債に関する取り扱い

該当事項はありません。

(7) 承継会社が承継する権利義務

①資産、負債及びこれに付随する権利義務

新設会社は、当社から分割期日において承継事業に属する資産、負債及び契約上の地位並びにこれに付随する権利義務の一切を承継いたします。但し、新設分割計画において別段の定めがあるものを除きます。

なお、本件会社分割による新設会社に対する債務の承継については、重疊的債務引受の方法によるものとします。

②労働契約上の権利義務

新設会社は、承継事業に主として従事する従業員との間の雇用契約その他の権利義務の一切を分割期日において分割会社より承継いたします。

(8) 債務履行の見込み

本件会社分割後においても当社及び新設会社ともに資産の額が負債の額を上回ること、及び収益状況においても負担すべき債務の履行に支障を及ぼす事態が予測されないことから、債務の履行の見込みに問題はないと判断しております。

(9) 承継会社に新たに就任する役員 (平成19年10月1日予定)

代表取締役	藤原 孝雄	(現 当社代表取締役社長)
取締役	山越 裕介	(現 当社代表取締役副社長)
取締役	佐々木 匡	(現 当社常務取締役)
取締役	高澤 公一	(現 当社取締役)
取締役	橋本 昇	(現 当社取締役)
取締役	チャン シ フォン	(現 当社取締役)
監査役	小林 正憲	(現 当社監査役)

3. 分割当事会社の概要 (分割会社は平成19年3月31日現在、新設会社は平成19年10月1日設立時現在)

(1) 商号	株式会社 多摩川電子 (平成19年10月1日をもって株式会社 多摩川ホールディングスに商号変更予定) (分割会社)	株式会社 多摩川電子 (新設会社)
(2) 事業内容	持株会社、投資事業等 (10月1日定款変更予定)	通信用機器及び部品並びに電子応用機器の 製造及び販売
(3) 設立年月日	昭和43年11月4日	平成19年10月1日
(4) 本店所在地	神奈川県綾瀬市上土棚中三丁目11番23号	神奈川県綾瀬市上土棚中三丁目11番23号
(5) 代表者	代表取締役社長 藤原 孝雄	代表取締役社長 藤原 孝雄
(6) 資本金の額	1,029,413千円	300,000千円
(7) 発行済株式総数	5,461,000株	1,000株
(8) 純資産	2,558,852千円	1,300,000千円
(9) 総資産	4,195,346千円	2,065,019千円
(10) 事業年度の末日	3月31日	3月31日
(11) 従業員数	109名	100名
(12) 主要取引先	未定	(株)日立国際電気 パナソニック・モバイル・コミュニケーションズ(株)
(13) 大株主及び 持株比率	コメルツバンク(サウスイーストアジア) リミテッド 20.3% デービーエスバンクリミテッド700112 11.2%	(株)多摩川ホールディングス 100%
(14) 主要取引銀行	りそな銀行・三井住友銀行・ 三菱東京UFJ銀行・横浜銀行	りそな銀行・三井住友銀行・ 三菱東京UFJ銀行・横浜銀行
(15) 当事会社の関係	資本関係	分割会社が新設会社の発行済株式の100%を 保有します。
	人的関係	分割会社の取締役の一部が新設会社の取締 役を兼務する予定です。
	取引関係	新設会社は、分割会社に対する配当、経営指 導料等の支払が発生する予定です。

(16) 最近3決算期間の業績

株式会社 多摩川電子（分割会社）			
決算期	平成17年3月期	平成18年3月期	平成19年3月期
売上高（千円）	2,743,068	2,551,700	3,114,567
営業利益（△営業損失）（千円）	△49,144	18,565	69,044
経常利益（△経常損失）（千円）	△49,813	30,347	99,135
当期純利益（△当期純損失）（千円）	△113,602	△200,469	138,230
1株当たり当期純利益（△1株当たり 当期純損失）（円）	△20.90	△36.71	25.31
1株当たり年間配当金（円）	6	6	6
1株当たり純資産額（円）	493.04	453.89	468.66

4. 分割する事業部門の内容

(1) 分割する事業部門の内容

通信用機器及び部品並びに電子応用機器の製造及び販売

(2) 分割する事業の平成19年3月期における経営成績

	分割事業 (a)	当社（分割前） (b)	比率 (a/b) %
売上高（千円）	3,114,567	3,114,567	100%
売上総利益（千円）	526,225	526,225	100%
営業利益（千円）	10,000	69,044	14.5%
経常利益（千円）	32,000	99,135	32.3%

(注) 当社は、「通信用機器及び部品並びに電子応用機器の製造及び販売」の単一セグメントで事業展開いたしており、営業利益及び経常利益につきましては、分割会社に対する経営指導料等を経費として概算で算出し、計算しているため、分割前に比べ減少しています。

(3) 分割する資産、負債の項目及び金額(平成19年3月31日現在)

資 産		負 債	
項 目	帳簿価額	項 目	帳簿価額
流動資産	2,059,046 千円	流動負債	688,092 千円
固定資産	5,973 千円	固定負債	76,927 千円
合 計	2,065,019 千円	合 計	765,019 千円

(注) 分割する資産、負債の項目及び金額は、平成19年3月31日現在の貸借対照表を基準に算出しているため、実際に分割される各項目に該当する金額は、上記金額と異なる可能性があります。

5. 分割新設会社の状況

(1) 商号	株式会社 多摩川電子
(2) 事業内容	通信用機器及び部品並びに電子応用機器の製造及び販売
(3) 本店所在地	神奈川県綾瀬市上土棚中三丁目11番23号
(4) 代表者	代表取締役 藤原 孝雄
(5) 資本金の額	300,000千円
(6) 事業年度の末日	3月31日

6. 会社分割後の上場会社の状況

(1) 会社分割後の当社の状況

(1) 商号	株式会社 多摩川電子 (平成19年10月1日をもって株式会社 多摩川ホールディングスに商号変更予定) (英文名 TAMAGAWA HOLDINGS CO., LTD.)
(2) 事業内容	通信用機器及び部品並びに電子応用機器の製造及び販売及びこれら事業を営む会社の株式又は持分を所有することにより当該会社の事業活動を支配管理すること
(3) 本店所在地	神奈川県綾瀬市上土棚中三丁目11番23号
(4) 代表者	代表取締役 橋本 昇
(5) 資本金の額	1,029,413千円
(6) 事業年度の末日	3月31日

(2) 業績に与える影響

新設会社は、当社の完全子会社となるため、本件会社分割が当社の連結業績に与える影響は軽微であります。また、当社の単体業績については、本件会社分割後、当社が純粋持株会社となるため、当社の収入は新設会社からの経営指導料等に、また、費用は持株会社としての機能にかかる運営費が中心になると予定しております。

なお、分割後の業績見通しにつきましては、確定次第、お知らせいたします。

以 上